

# 県立丸亀競技場における過大徴収の返還手続きについて

いつも県立丸亀競技場をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、同競技場において、4区分で利用料金の設定誤りがあり、合わせて59,610円分の料金を過大に徴収していたことが判明しました。この金額については、同競技場より対象となる方に速やかに返還手続きを行います。

利用者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

## 1 利用料金を誤って設定した対象施設・設備及び過大徴収額等

料金区分	誤って設定した額	条例等による正しい料金	過大徴収額及び時間等（※1）	対象者
①第2トレーニングルーム 1時間当たり	520円	510円	6,200円 (620時間)	196者
②記録放送室及び放送機器 1時間当たり	520円	510円	3,290円 (329時間)	
③会議室 1時間当たり	520円	510円	38,660円 (3,866時間)	
④補助競技場 生徒及び児童50円券(11枚)	520円	510円	11,460円 (1,146件)	※2
合計	—	—	59,610円	

※1 過大徴収額及び時間等は、令和元年10月1日から本年9月15日までのもの。

※2 券売機での販売のため合計11,460円(1,146件)のうち、5,260円(526件)について利用された方を特定できておりません。

## 2 返還手続き

### ○対象となる方

上記の4つの料金区分について、令和元年10月1日から令和4年9月15日の間に、利用された方となります。

### ○返還手続き

丸亀競技場より、ご利用された際の利用申込書等の連絡先に個別にご連絡させていただき、手続き等をご説明の上、返還させていただきます。

また、上記料金区分④は、対象者全員を特定できておりませんので、この期間にご利用したお心当たりのある方は、同競技場にご連絡、もしくは同競技場窓口にご直接お申し付けください。ご利用されたことを確認した後、返還手続きを行います。

## 3 返還の窓口

県立丸亀競技場

○住所 〒763-0053 香川県丸亀市金倉町830

○連絡先 0877-21-5800